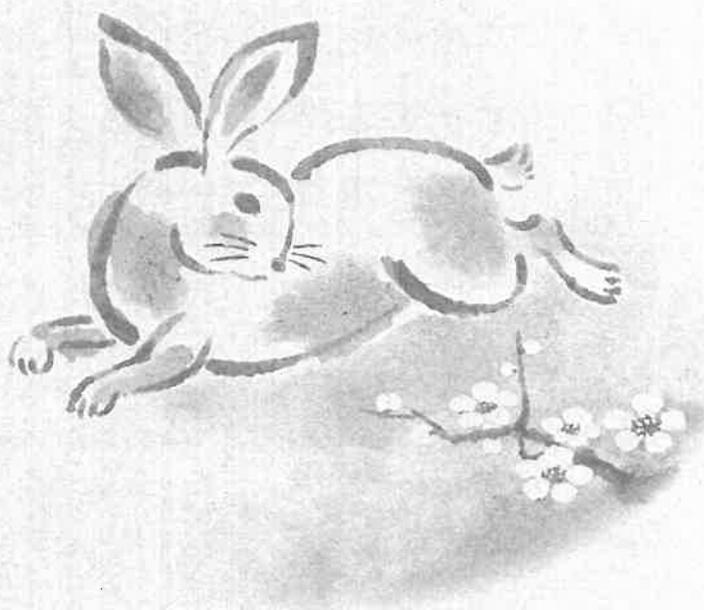


令和5年度
経営方針とケア計画



社会福祉法人 佐渡寿福祉会
特別養護老人ホーム 真野の里
短期入所生活介護事業所 真野の里
サービスセンター 真野の里
居宅介護支援事業所 真野の里

老人福祉施設倫理綱領

【前 文】

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

【条 文】

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

【制定：平成5年5月12日】

目 次

経 営 方 針

1. 基 本 理 念	1
2. 経 営 方 針	1
3. ケ ア 方 針	4

利用者の健康管理

1. 利用者健康管理実施計画	6
----------------------	---

在宅福祉事業計画の方針

1. 通所介護（デイサービス）事業	7
2. 短期入所生活介護事業	8
3. 居宅介護支援事業	8

令和5年度 事業計画

1. 定 例 会 議	9
2. 令和5年度年間事業計画	10

職員研修及び調査研究活動

1. 令和5年度職員研修計画	11
2. 専門委員会	12

自衛消防体制

自衛消防隊編成表	14
----------	----

運営組織体制

「真野の里」運営組織図	15
職員一覧表	別冊
令和5年度職員業務分担表	別冊

令和5年度 経営方針

1 基本理念（仕事をする上で最も大切にしなければならない考え方）

老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の理念を「真野の里」経営の基本理念とする。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を保持する。
- (2) 利用者本位のサービスを提供し、生活の質の向上を図る。
- (3) 家族、地域社会との連携を深め、利用者の社会性を保持する。
- (4) 地域の福祉ニーズを把握し、地域福祉推進の拠点の役割を果たす。

2 経営方針（基本理念を実践するための方針）

＝真野の里は、利用者一人ひとりの笑顔を大切にし、日々の生活の中で、満足感と安心感を持って暮らせるように、個別ケア・グループケアの充実と家庭的雰囲気施設作りを目指す。あわせて、佐渡寿福祉会は経営の安定を図り、持続的に事業を展開する。＝

真野の里職員は、老人福祉施設倫理綱領を念頭に福祉サービスの向上に努め、利用者及び家族等関係者に対し、「感謝」「共感」「連携」の気持ちを持って業務を遂行する。

<令和5年度真野の里施設目標>

- ・基本理念を正しく理解し、利用者サービスの質の向上を図る。
- ・利用者が安心して暮らせる基盤作り、そして職員が安心して働ける環境づくりの為、二号館との安定的な一体経営を図る。

（その実現のための重点項目）

- ①職場の報告・連絡・相談体制及び接遇マナーの確認と徹底
- ②業務マニュアルの内容充実と介護プロフェッショナルキャリア段位制度の活用
- ③地域から信頼される、地域に開かれた施設作り
- ④地域貢献活動の取組み
- ⑤適正な財政運営を図るとともに、令和9年4月開園を目指し、本館の移転新築計画を進める。

- (1) 個人情報適正かつ適切に取り扱い、プライバシーの保護と生活の質の向上に努め、利用者本位の生きがいもてる施設作りに取り組む。

- (2) 個々のニーズに即応するため、個別ケア・グループケアの充実を図る。
- (3) 各種在宅福祉事業を展開し、地域住民が福祉サービスを円滑に利用できる拠点の役割を果たす。また在宅高齢者の自立生活支援のため介護予防機能の充実を図る。
- (4) ボランティアの確保・養成に努め、地域との交流を積極的に推進し施設の活性化を図る。
- (5) 職員の資質向上のため、職員各自が職責を自覚し、常に自己研鑽に努める。
- (6) 質の高いサービスを提供するため、職員の研修体系を整備し、人的資源の開発を図る。
- (7) 職種間の利用者に関わる情報の伝達を円滑に図り、職員相互の協力体制を高める。
- (8) 職員会議、専門委員会の機能を活用し、地域社会からの要望や利用者に対するサービスの向上について、きめ細かな立案と実施に努める。
- (9) 事故の未然防止だけにとどまらず、サービスの質の改善という視点に立ったりスクマネジメント体制を整備する。
- (10) 事業経営の効率性を組織全体の目標とし、経営基盤の安定強化と経営の透明性の確保を図る。また、介護報酬の変動に対応するため、中・長期的視点に立った経営分析を行う。
- (11) 職員がいきいきと能力を発揮できるような働き甲斐のある職場作りを目指して、人事考課制度を円滑に運用する。
- (12) 積極的な情報開示と情報提供に努め、社会福祉法人として説明責任を果たす。
- (13) 社会福祉法人として介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担減免措置を実施する。

<感染症対策>

指針に基づき、感染症・食中毒の予防及びまん延防止に努める。定期的に感染症対策委員会を開催し、その結果について職員への周知徹底を図る。

<環境衛生設備の充実>

- (1) 日常業務の中から、創意と工夫をこらし、施設の充実と環境整備に努める。
- (2) 定期的に園舎清掃、居室消毒を実施する。また、植木の冬囲い、中庭等の管理を行う。
- (3) 年2回全職員による環境整備の日を設け、職員の意識改革を図る。

<防災対策の充実強化>

- (1) 職員、利用者が日頃から防災意識を強く持つよう徹底を図る。
利用者の高齢化・重度化が進んでいることを踏まえ、避難誘導體制を充実させ、

施設の総合的な防災対策の強化を図る。また、夜間訓練も併せて実施し、その体制を確立する。

- (2) 防災設備、避難設備が常時機能するよう調査点検を毎月実施する。
- (3) 消防機関、地域の関係諸機関との連絡を密にし、施設構造及び利用者の実態を十分理解してもらい、緊急時の応援、防災支援協力体制の充実と施設の防災安全対策の強化に努める。
- (4) 地震災害等の非常時対策として、食料、医薬品等日常品の備蓄に努め、併せて、高齢被災者の避難先としての機能を果たす。

<職員の健康管理・福利厚生>

- (1) 各種健康診断・予防接種、給食職員の検便を実施し、健康管理に努める。
- (2) 職員互助会活動を充実し、職員間の親睦を図る。また、福利厚生センターの積極的活用を推進する。

<ボランティア活動の推進>

社会福祉協議会、学校、各種ボランティアグループとの連携を積極的に図り、受け入れに努める。

<実習生の受け入れ>

福祉を学ぶ学生等の実習生を受け入れ、福祉の人材育成に協力する。

<地域交流の推進>

- (1) 利用者の孤独感、疎外感緩和のため、レクリエーション等への参加を呼びかけ、さまざまな機会を通して、地域との交流を深め、「真野の里」の理解と啓蒙に努める。
- (2) 施設本体の業務に支障をきたさない範囲において、施設の建物、設備、備品等を提供し、地域との交流を進める。

<関係機関との協力>

佐渡市及び居宅介護支援事業所・社会福祉協議会との連絡を密にし、利用者に計画的ケアを提供できるよう協力体制作りに努める。

3 ケア方針

利用者の人権尊重の基本精神を基に、個別ケア・グループケアの充実を図り、利用者一人ひとりが、生きがいと楽しみを追求し、明るく健康で潤いに満ちた生活を築けるように努める。リハビリテーションの充実を図りながら、家族との連携を強化し、家庭復帰及び社会復帰の実現を目指す。

<目 標>

- (1) 利用者のプライバシーの保護に努めながら、楽しい生活の実現を図る。
- (2) 利用者が自立的な生活を営むために、余暇活動やリハビリテーションの充実を図り、生活の自立心を育てる。
- (3) 快適かつ安全な生活環境の確保に努め、潤いと活力に満ちた生活の場を追求する。

<重 点>

- (1) 利用者や家族等の要望は施設全体として捉え、その実現に向けた介護サービス計画（ケアプラン）・褥瘡ケア計画・栄養ケア計画をたて、実践する。又、協働歯科医師の指導のもと、口腔ケアマネジメント計画を作成し、利用者が「楽しく」「おいしく」「安全に」食事ができる環境を整える。
 - ①介護の必要度（身体的、心理的状況）、栄養状態と施設生活上の課題を分析し、明確にする。（課題分析）
 - ②サービス担当者会議（ケアカンファレンス）を開催して、多方面から検討し立案する。
 - ③実践後の経過について、観察し記録する。
 - ④適切な評価に基づき次期の介護サービス計画・褥瘡ケア計画・栄養ケア計画・口腔ケアマネジメント計画に役立てる。
- (2) 利用者の生活相談や情報提供
 - ①利用者個々の収入（年金等）や支出（サービス利用料金、日用品等）に伴う相談。
 - ②介護保険等の相談と情報提供。
 - ③家族、近親者との連絡調整。
 - ④利用者同士のトラブル等対人関係の改善。
 - ⑤病気などの健康上の相談。
- (3) 利用者台帳の整備と活用
生活記録は、継続的かつ一貫したケアを行うために、必要に応じて生活場面と介護サービス計画の経過を記録する。
- (4) 利用者のケア
 - ①年間行事計画は、利用者の要望等を把握して、工夫する。
 - ②余暇活動の一環として、クラブ活動を活性化する。
 - ③バスハイキング等外出する機会を増やし、生活範囲の拡大を図る。
 - ④家族の協力

家族に対して面会や外泊の協力を求める。

⑤安全対策の取り組み

介護事故発生防止のため、定期的に事故防止委員会を開催する。歩行中の転倒、ベッドや車椅子・ストレッチャーからの転落を防止するため、施設設備・備品の点検整備を実施する。

⑥居室の環境整備

居室の清潔保持に努め、利用者の快適な生活環境の実現を図る。

⑦介護手順の明確化及びアセッサーによるOJT

介護スキルチェック項目を活用し食事、入浴、排泄介助等の介護手順の明確化を図るとともにアセッサーによるOJT (On the Job Training) を実施する。

(5) 利用者の食事

利用者の生活の中で食事は楽しみの一つであり、生活機能の維持・改善のために大切なものである。食事を楽しくおいしく食べていただけるよう利用者一人ひとりの栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により、栄養ケア・マネジメントを行なう。

①適時、適温での食事の提供に努める。

②栄養ケア計画に基づいて、利用者の個別性に対応した食事の提供をする。

③食事摂食状態の把握をする。

④経口維持支援を目的に経口維持計画書を作成する。

※給食運営委員会において受託業者の業務責任者（栄養士）と食事内容等について協議を行う。

(6) 連携体制の強化

各職種間の連絡を密にし、利用者のサービス向上に努める。

(7) 身体拘束について

身体拘束は行わない。「指針」を熟読し、その意味を理解する。やむを得ず行う場合には、家族の同意を得ることを前提に、利用者の状態を考慮して、複数職員で検討し、拘束を行う理由とその経過を記録し、拘束解除に向け努力する。やむを得ないと認められる3つの条件は「切迫性」・「非代替性」・「一時性」である。

(8) 虐待の禁止

職員は、どのような行為が虐待に該当するか理解し、定期的に自己チェックを行い、人権に対する意識の高揚に努める。認知症の理解を深め、職員間で利用者の情報を共有し、ストレス軽減を図る。

(9) 看取り介護について

看取りの対応は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」の内容に沿って行うよう努める。

(10) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用

CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。

(11) 苦情処理体制の整備

苦情があった場合に、迅速かつ誠実に必要な措置を講じる。

利用者の健康管理

1 利用者健康管理実施計画

(1) 目 標

利用者の健全で安らかな生活を保障するため、嘱託医を中心に協力病院及び協力歯科医院との連携を行い、常に心身の健康を保持する。

(2) 計 画

①定期的な健康診断の施行

胸部レントゲン・血液検査等

②必要に応じて嘱託医の指示による諸検査施行

③検温（週に2回、入浴前に施行、なお、必要に応じて随時施行）

④血圧測定（月に1回、なお、医師の指示や必要に応じて随時施行）

⑤体重測定（月に1回）

⑥歯科検診（年2回）

⑦皮膚管理（褥瘡、その他皮膚疾患）

⑧住みよい環境づくり（居室の温度・湿度チェック）

⑨食事管理・水分管理

⑩職員の医学知識の習得・死生観教育

⑪喀痰吸引、経管栄養者の管理

・同意書、指示書、計画書、実施状況報告書の作成

⑫フォーレ挿入者の管理

・膀胱洗浄・フォーレ交換、ミルキング等の施行、定期的な泌尿器科受診等

(3) 重点項目

①褥創予防対策（体位変換・エアーマット等）

②皮膚管理（発疹、変色、表皮剥離、白癬等）

③排便状態の管理

④骨折防止対策（自力歩行者及び車椅子使用者への配慮）

⑤感染症予防対策（利用前調査の実施、ケアマニュアルの実施、職員研修）

⑥伝染病予防対策（予防衛生知識の普及、身辺清潔）

⑦チューブ類の管理（経管栄養者、尿道カテーテル挿入者等）

⑧喀痰吸引の安全管理対策

在宅福祉事業計画の方針

<目 標>

- (1) 利用者が安全かつ快適に在宅生活を送れるよう、スムーズなサービスの提供とその充実に努める。
- (2) 基本的人権の尊重とプライバシーの保護を事業の基本理念とし、地域の人々に信頼されるサービスの提供に努める。
- (3) 他事業所との連携を強め、利用者の自立に向けたサービスの提供に努める。

1 通所介護（デイサービス）事業

利用者の心身の状態や家庭の状況を踏まえ、居宅介護支援事業所の作成する「居宅サービス計画」に基づき、「通所介護計画」・「個別機能訓練計画」・「栄養ケア計画」・「口腔機能向上サービス管理指導計画」を作成しサービスを提供する。又地域包括支援センター等の作成する「介護予防サービス・支援計画表」に基づき、「介護予防通所介護計画（日常生活支援総合事業）」を作成しサービスを提供する。

利用者の笑顔があふれ、明るく活気に満ちたデイサービスをめざす。

<運営方針>

- (1) 利用者本位・自己決定の尊重
利用者の希望をよく聞き、その希望の実現に努める。
- (2) 介護予防
利用者の自立支援を支えるために、要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、生活意欲を引き出し、元気で楽しい生活が送れるよう援助する。
- (3) サービスの総合性
利用者の心身の変化に気づいたときは、家族・主治医・担当介護支援専門員と連絡を密に取り、病気等の早期発見に努める。
- (4) 社会性の維持・向上
仲間づくりの取り組みを積極的、意識的に行い、高齢者の孤独感を軽減する。
- (5) 介護家庭の負担軽減
デイサービスを利用していただくことにより、家族との信頼関係を築き、介護への思いに共感することで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

<サービスの内容>

- (1) 入浴サービス
快適な入浴を提供する。
- (2) 食事サービス
利用者の健康状態に応じて、普通食・粥食・ミキサー食等を用意する。
- (3) 栄養改善サービス
低栄養状態の改善を目的に、管理栄養士が「栄養ケア計画」を作成し、栄養食事相談を行う。

- (4) 口腔機能向上サービス
口腔機能の維持向上を目指し、看護師が「口腔機能向上サービス管理指導計画」を作成し口腔機能の訓練や指導を行う。
- (5) 送迎サービス
身体の状態に合った車椅子、車両で安全に送迎する。
- (6) 機能訓練
心身の機能の維持向上を目指し、各種の訓練（レクリエーション活動を含む）を行う。生活機能の維持向上を目指し、理学療法士が心身の状況に応じた機能訓練を提供する。
- (7) 中重度対応プログラム
家庭内や地域の中で役割や生きがいを持って生活できることを支援するプログラムを作成し実施する。
- (8) 健康チェック
午前・午後に検温・血圧測定を行う。入浴時には全身状態を観察し、健康状態をチェックする。
- (9) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用
CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。

2 短期入所生活介護事業

- (1) 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止を目指し、認知症等の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
介護予防短期入所生活介護事業においては、要介護状態になることを防止し、介護を必要とする状態の改善と悪化を予防できるよう利用者の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
- (2) サービス提供にあたっては、短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を送るために必要な援助を提供する。
- (3) サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者・家族に対してサービスの提供方法について分かりやすく説明を行う。
- (4) 介護支援専門員との連携を図り、提供するサービスの質の向上と改善を図るよう努める。

3 居宅介護支援事業所

- (1) 利用者の心身の状態や家族の状況を踏まえ、利用者自身と家族の希望に基づいた居宅サービス計画書、介護予防計画書を作成し、在宅で自立した生活が送れるよう支援する。
- (2) 居宅サービス計画、介護予防計画に従って、適切かつ円滑にサービスが提供できるよう各介護サービス提供事業所と連絡調整を行う。
- (3) 居宅サービス計画、介護予防計画の実施状況を把握するとともに、経過の継続的な管理（モニタリング）を行う。
- (4) サービス利用について、相談・苦情に対応する。

令和5年度 事業計画

1 定例会議

区 分	開催日時	担 当	内 容
ミーティング	9:00～9:15	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の指示、連絡、調整 ・全職種参加 (デイ・居宅職員含む)
運営委員会	毎月 第三水曜日	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営連絡協議 ・当月の反省と検討 ・翌月の事業計画打合せ (各係代表者) ・衛生委員会の開催
職員会議	年間3回 第四金曜日	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・各職種間からの意見要望事項の検討 ・翌月の行事予定と連絡事項・園長指示 伝達事項 (全職員) ・研修及び委員会活動報告
サービス 担当者会議	随 時	介護課長 給食係長	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の介護サービス計画・褥瘡ケア 計画の検討 ・利用者の栄養ケア計画・口腔ケアマネ ジメント計画・経口維持計画の検討
ホーム研修	年間5回 第二水曜日	研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員対象
専門委員会	委員会ごとに定める	委 員 長	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める専門委員会によるテーマ に基づき連絡協議 (委員全員・必要により関係職員)
各課別会議	随 時	課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・各課検討事項
入所検討委員会	毎 月	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス利用申込者の利用の 可否について

2 令和5年度 年間事業計画

	法人関係事業	管理運営	防災計画	行事 (利用者)(生きがい活動)	給食	広報	デイサービスセンター	帰宅介護支援事業所
4	職員定期昇給命令交付 臨時職員雇用契約 職員会議(令和5年度経営方針・予算説明他) 4月未まで個人目標設定面接	職報訓練	関園記念日の鬼太鼓 観劇会(抹茶の会) 浜中鬼太鼓見学	開園記念日お祝い献立 お化見献立	「しおさい」編集会議 SDカード整理	バスハイキキング	認定調査 アセスメント ケアプラン作成 モニタリング	
5	監事決算監査 理事会(決算・役員改選)	総合防災訓練 (上妙災害避難訓練)	バスハイキキング おやつハイキキング	春の献立 こどもの日献立	利用者写真整理	バスハイキキング	”	
6	評議員会 (決算・役員改選)	消防用機械器具 点検整備	しようふ湯 お買い物ツアー バスハイキキング	お弁当メニュー	「しおさい」発行 利用者写真整理	バスハイキキング しようふ湯	”	
7	7月から8月末まで中間面接 三者委員会	夜間総合防災訓練	七夕まつり	七夕献立 土用の丑(うなぎ)	利用者写真整理	バスハイキキング 七夕まつり	”	
8		自主点検強化月間	夏祭り行事 盆法要・講話	お盆献立	利用者写真整理	習気払い	”	
9	職員健康診断(全職員) ホーム研修	総合防災訓練	敬老祝賀会(18日) ぶどう狩り(小松農園)	敬老の日お祝い献立 お月見献立 お彼岸献立	SDカード整理	バスハイキキング	”	
10	令和5年度事業予算中間検討 環境整備の日	通報訓練	高見御子見物 お買い物ツアー	秋の味覚献立 お弁当メニュー スポーツの日献立	利用者写真整理	バスハイキキング ミニ運動会	”	
11	上半期監事監査 ホーム研修	職員会議 ホーム研修	おやつハイキキング(抹茶の会)	秋の爽り献立	「しおさい」編集会議	バスハイキキング	”	
12	理事会 (規程改正・補正予算)	消防用機械器具 点検整備	ゆず湯 忘年会 クリスマス行事	忘年会献立 クリスマス献立 季節の献立、お葬司の日 (冬至・霜降・年越しそば等)	利用者写真整理	ゆず湯 クリスマス 忘年会	”	
1		通報訓練	新年祝賀会 初詣 新年法要・講話	おせち料理 季節の献立 (七草粥・小豆粥等)	利用者写真整理 SDカード整理	初詣 新年会	”	
2	令和6年度経営方針作成 令和6年度予算編成 令和6年度施設目標決定・職員異動内示 職員会議、ホーム研修、評価面接	自主点検強化月間	節分行事 音楽鑑賞会	節分献立	「しおさい」発行 アルバム、ビデオ整理	節分	”	
3	令和6年度各課目標決定 ホーム研修 職員健康診断(介護士)		ひな祭りの会	ひなまつり献立 お彼岸献立	利用者写真整理	ひな祭り	”	
定期に 実施す るもの	法人経営委員会 衛生委員会 入所検討委員会	自主点検	法要 普賢クラブ 抹茶の会 作品展	4月・6月・11月・2月 コンセンサスメニュー 「全国のみどころ御膳」	写真、SDカードの 整理	誕生会 お楽しみカフェ ふれあい通信発行	サービスクラス生 民生委員との定例会	

※行事は新型コロナウイルス感染症の関係で中止又は内容変更の可能性もあります。

職員研修及び調査研究活動

1. 令和5年度 職員研修計画

①研修目標

- ・豊かな人間性と社会福祉従事者としての自覚・使命感の育成
- ・倫理と実践に裏付けられた専門的知識及び技術の向上

②実施計画

	職種別研修（県、県社協、老施協等主催）				職場内研修
	特別養護老人ホーム 真野の里	デザイナーサービスセンター 真野の里	居宅介護支援事業所 真野の里		
令和5 4	島内福祉施設長会議			佐渡市介護支援専門員連絡会	身体拘束廃止について（職員会議時） 虐待の禁止について（ ） 総合防災訓練（土砂災害避難訓練） 感染症について・看取りケアについて（二号館と合同） 事故防止について（二号館と合同）
5					
6	(老施協)施設長会議 (県社協)虐待防止・対策研修				
7	認知症介護基礎研修	認知症介護基礎研修		介護支援実務者研修会	夜間総合防災訓練
8	(県社協)中堅職員研修	(県社協)気づく力研修			
9	(老施協)新潟県老人福祉施設研究総会	(老施協)新潟県老人福祉施設研究総会		(老施協)新潟県老人福祉施設研究総会	総合防災訓練
10				高齢者虐待防止従事者研修会	
11	(県社協)口腔ケア研修	(県社協)口腔ケア研修			感染症について（職員会議前二号館と合同）
12	(県社協)看取りケア研修			介護支援専門員検討会	身体拘束廃止について（二号館と合同） 虐待の禁止について（ ）
令和6 1				認定調査員現任研修	
2					事故防止について（職員会議前二号館と合同）
3	(老施協)施設長会議				復命研修会（二号館と合同）

※島内特養ホーム職種別研修会年1回実施。

※新規採用時は、「新人職員共通研修」実施。

※アセッサーによるレベル認定2名予定。

※新型コロナウイルス感染症の関係で「オンライン研修」「遠達研修」となる可能性もあります。

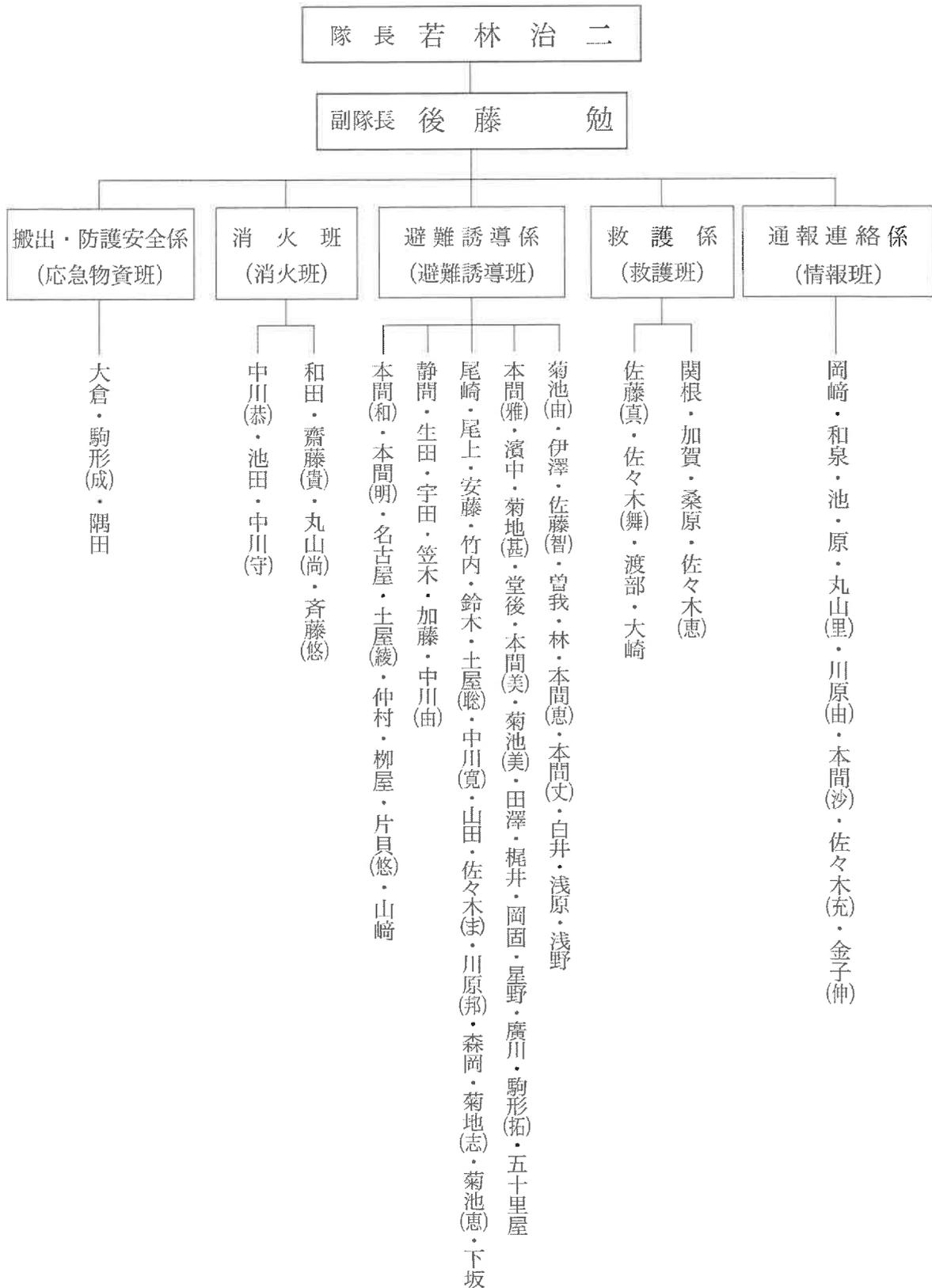
2. 専門委員会

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印は取りまとめ責任者 ○副、{ } = 二号館職員
1 運営管理 (月1回)	施設運営の適正と円滑を図る ①経営方針の検討 ②各課課題事項の検討・連携体制の構築	◎岡崎、○池、菊池(由)、伊澤、和泉、本間(和)、関根、丸山(里)、本間(沙)
建設委員	令和5年7月から	※建設委員会責任者：岡崎
給食運営委員		※給食委員会責任者：和泉
2 事故防止 (2ヶ月に1回)	①事故発生防止対策 ②事故再発防止対策	◎伊澤、○和田、岡崎、菊池(由)、和泉、本間(和)、桑原、川原(由)、齋藤(貴)、隅田、林、濱中、堂後、安藤、駒形(拓)
3 感染症対策 (3ヶ月に1回及び必要時)	①感染症対策委員会 ②じょくそう防止対策委員会 ③口腔内のたんの吸引等安全対策委員会	◎関根、○桑原、加賀、佐々木(恵)、佐藤(真)、佐々木(舞)、渡部、岡崎、池、菊池(由)、和田、和泉、本間(和)、丸山(里)、本間(沙)、川原(由)、菊地(甚)、浅野、池田、丸山(尚)、本間(丈) ※委員会担当看護師 ①関根、佐々木(恵) ②加賀 ③桑原
4 身体拘束廃止 (3ヶ月に1回)	①身体拘束ゼロの手引きの理解と徹底 ②事例検討	◎本間(雅)、○丸山(里)、岡崎、本間(和)、浅原、和泉、佐々木(恵)、林、田澤、梶井、中川(守)、五十里屋、土屋(綾)、中川(恭)
5 虐待防止 (3ヶ月に1回)	①虐待防止指針の活用 ②虐待防止チェックリストの活用	◎丸山(里)、○本間(雅)、岡崎、本間(和)、浅原、和泉、佐々木(恵)、林、田澤、梶井、中川(守)、五十里屋、土屋(綾)、中川(恭)
6 サービス向上 (3ヶ月に1回)	①利用者(短期・デイ含む)のサービス内容の検討 ②ボランティア協力依頼内容の検討	◎白井、○浅原、尾上、岡固、廣川、山崎
7 研 修 (3ヶ月に1回)	①ホーム研修の内容検討 ②ホーム研修の実施計画と当日の運営	◎菊地(甚)、○曾我、土屋(聡)、本間(恵)

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印はとりまとめ責任者 ○副、{ } = 二号館職員
8 口腔ケア・ 食事 (3ヶ月に1回)	①協力歯科医師との協力に関すること ②口腔ケアの向上に関すること ③利用者の嗜好の把握、利用者の食事に関する情報交換 ④非常災害時等の食事提供に関する検討(訓練計画の作成等)	◎和泉、○本間(美)、本間(沙)、 佐藤(真)、佐々木(舞)、鈴木、 中川(寛)、尾崎、山田、 佐々木(ま)、星野
9 広 報 (3ヶ月に1回)	①園内外広報活動 ②「しおさい」発行 ③広報資料の収集、写真、ビデオ撮影、編集	◎佐藤(智)、○本間(明)、曾我、 堂後、竹内、菊池(美)、柳屋、 {佐々木}
10 防災対策 (3ヶ月に1回)	①防災意識の高揚・防災訓練 ②防災設備・避難設備の点検 ③消防署等関係機関との協力体制の 確立 ④防災計画の作成・見直し	◎後藤、○和田、大倉、岡崎、 駒形(成)、仲村
11 環境整備 (3ヶ月に1回)	①構内(周辺、庭園)美化 ②園舎内諸設備機器の点検整備 ③構内、園舎内外の安全確保 ④居室消毒、園舎清掃	◎齋藤(貴)、○岡崎、名古屋、原、 静間、生田、宇田、駒形(成)、 片貝(悠)
開催要領	<ul style="list-style-type: none"> ●各委員会は、実施結果を取りまとめ、その都度園長に提示する。 ●各委員会は、職員会議において実施状況を報告する。 	

自衛消防隊編成表

(非常災害活動隊編成表)



令和5年度
経営方針とケア計画



社会福祉法人 佐渡寿福社会
特別養護老人ホーム 真野の里二号館
短期入所生活介護事業所 真野の里二号館

老人福祉施設倫理綱領

【前 文】

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

【条 文】

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

【制定：平成5年5月12日】

目 次

経 営 方 針

1. 基 本 理 念	1
2. 経 営 方 針	1
3. ケ ア 方 針	4

入居者の健康管理

1. 入居者健康管理実施計画	5
----------------------	---

在宅福祉事業計画の方針

短期入所生活介護事業	6
------------------	---

令和5年度 事業計画

1. 定 例 会 議	7
2. 令和5年度年間事業計画	8

職員研修及び調査研究活動

1. 令和5年度職員研修計画	9
2. 専門委員会	10

自衛消防体制

自衛消防隊編成表	12
----------------	----

運営組織体制

「真野の里」運営組織図	13
職員一覧表	別冊
令和5年度職員業務分担表	別冊

令和5年度 真野の里二号館経営方針

1 基本理念（仕事をする上で最も大切にしなければならない考え方）

老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の理念を「真野の里」経営の基本理念とする。

- (1) 入居者の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を保持する。
- (2) 入居者本位のサービスを提供し、生活の質の向上を図る。
- (3) 家族、地域社会との連携を深め、入居者の社会性を保持する。
- (4) 地域の福祉ニーズを把握し、地域福祉推進の拠点の役割を果たす。

2 経営方針（基本理念を実践するための方針）

＝真野の里二号館は、入居者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしが継続できるように、ユニットケアの充実と家庭的雰囲気の施設作りを目指す。あわせて、佐渡寿福祉会は経営の安定を図り、持続的に事業を展開する。＝

真野の里二号館職員は、老人福祉施設倫理綱領を念頭に福祉サービスの向上に努め、入居者及び家族等関係者に対し、「感謝」「共感」「連携」の気持ちを持って業務を遂行する。

<令和5年度真野の里二号館施設目標>

- ・基本理念を正しく理解し、入居者サービスの質の向上を図る。
- ・24時間シートを活用し、今までの暮らしの継続を基本に、入居者が希望する生活を実現する。
- ・入居者が安心して暮らせる基盤作り、そして職員が安心して働ける環境作りの為、真野の里との安定的な一体経営を図る。

（その実現のための重点項目）

- ① 職場の報告・連絡・相談体制及び接遇マナーの確認と徹底
- ② 業務マニュアルの内容充実と介護プロフェッショナルキャリア段位制度の活用
- ③ 地域から信頼される、地域に開かれた施設作り
- ④ 地域貢献活動の取組み
- ⑤ 適正な財政運営を図るとともに、令和9年4月開園を目指し、本館の移転新築計画を進める。

- (1) 個人情報適正かつ適切に取り扱い、プライバシーの保護と生活の質の向上に努め、入居者本位の生きがいのもてる施設作りに取り組む。

- (2) 個々のニーズに即応するため、24時間シートを活用し、ユニットケアの充実を図る。
- (3) 短期入所生活介護事業を実施し、地域住民が福祉サービスを円滑に利用できる拠点の役割を果たす。また在宅高齢者の自立生活支援のため介護予防機能の充実を図る。
- (4) ボランティアの確保・養成に努め、地域との交流を積極的に推進し施設の活性化を図る。
- (5) 職員の資質向上のため、職員各自が職責を自覚し、常に自己研鑽に努める。
- (6) 質の高いサービスを提供するため、職員の研修体系を整備し、人的資源の開発を図る。
- (7) 職種間の入居者に関わる情報の伝達を円滑に図り、職員相互の協力体制を高める。
- (8) 職員会議、運営会議、ユニットリーダー会議、ユニット会議、専門委員会の機能を活用し、入居者に対するサービスの向上について、きめ細かな立案と実施に努める。
- (9) 事故の未然防止だけにとどまらず、サービスの質の改善という視点に立ったりスクマネジメント体制を整備する。
- (10) 事業経営の効率性を組織全体の目標とし、経営基盤の安定強化と経営の透明性の確保を図る。また、介護報酬の変動に対応するため、中・長期的視点に立った経営分析を行う。
- (11) 職員がいきいきと能力を発揮できるような働き甲斐のある職場作りを目指して、人事考課制度を円滑に運用する。
- (12) 積極的な情報開示と情報提供に努め、社会福祉法人として説明責任を果たす。
- (13) 社会福祉法人として介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担減免措置を実施する。

<感染症対策>

指針に基づき、感染症・食中毒の予防及びまん延防止に努める。定期的に感染症対策委員会を開催し、その結果について職員への周知徹底を図る。

<環境衛生設備の充実>

- (1) 日常業務の中から、創意と工夫をこらし、施設の充実と環境整備に努める。
- (2) 定期的に園舎清掃、居室消毒を実施する。

<防災対策の充実強化>

- (1) 職員、入居者が日頃から防災意識を強く持つよう徹底を図る。
入居者の高齢化・重度化が進んでいることを踏まえ、避難誘導體制を充実させ、

施設の総合的な防災対策の強化を図る。また、夜間訓練も併せて実施し、その体制を確立する。

- (2) 防災設備、避難設備が常時機能するよう調査点検を毎月実施する。
- (3) 消防機関、地域の関係諸機関との連絡を密にし、施設構造及び入居者の実態を十分理解してもらい、緊急時の応援、防災支援協力体制の充実と施設の防災安全対策の強化に努める。
- (4) 地震災害等の非常時対策として、食料、医薬品等日常品の備蓄に努め、併せて、高齢被災者の避難先としての機能を果たす。

<職員の健康管理・福利厚生>

- (1) 各種健康診断・予防接種、給食職員の検便を実施し、健康管理に努める。
- (2) 職員互助会活動を充実し、職員間の親睦を図る。また、福利厚生センターの積極的活用を推進する。

<ボランティア活動の推進>

社会福祉協議会、学校、各種ボランティアグループとの連携を積極的に図り、受け入れに努める。

<地域交流の推進>

- (1) 入居者の孤独感、疎外感緩和のため、さまざまな機会を通して、地域との交流を深め、「真野の里二号館」の理解と啓蒙に努める。
- (2) 施設本体の業務に支障をきたさない範囲において、施設の建物、設備、備品等を提供し、地域との交流を進める。

<関係機関との協力>

佐渡市及び居宅介護支援事業所・社会福祉協議会との連絡を密にし、利用者に計画的ケアを提供できるよう協力体制作りを努める。

<運営推進会議の設置>

地域に開かれた施設とし、サービスの質の確保を図ることを目的に運営推進会議を設置する。

3 ケア方針

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

<目標>

- (1) 少人数ケア体制をつくる。
- (2) 入居者が自分の住まいと思えるような環境をつくる。
- (3) 今までの暮らしを続けてもらえるような暮らしをつくる。
- (4) 24時間の暮らしを保障する仕組みをつくる。

<重点>

- (1) 馴染みの関係作りのため、職員を固定配置する。
- (2) 暮らしの場と感じさせる場をつくる。
- (3) 24時間シートを活用し、人それぞれの暮らしに個別対応する。
(朝の時間・食事・入浴・日中・夜間の過ごし方)
 - ・起床就寝時間は人それぞれ
 - ・食事は生活リズム・個人の嗜好・家庭的雰囲気大切に
 - ・排泄は入居者のリズムに合わせる・プライバシーを尊重
 - ・入浴はプライバシーを尊重し、同性介助・マンツーマン入浴を基本とする。
- (4) 情報の伝達と共有の仕組み作りをする。又介護記録の電子化を進める。
- (5) 24時間シートを有効に活用し、介護サービス計画(ケアプラン)・褥瘡ケア計画・栄養ケア計画を充実させる。
- (6) 看取り介護を希望される入居者、ご家族に対し、「看取り介護計画」を作成し、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」の内容に沿って、入居者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう全人的ケアを提供する。
- (7) 協力歯科医師の指導のもと、口腔ケアマネジメント計画を作成し、入居者が「楽しく」「おいしく」「安全に」食事ができる環境を整える。
- (8) 入居者の生活相談や情報提供(生活相談員業務)
 - ・入居者個々の収入(年金等)や支出(サービス利用料金、日用品等)に伴う相談。
 - ・介護保険等の相談と情報提供。
 - ・家族、近親者との連絡調整。
 - ・入居者同士のトラブル等対人関係の改善。
 - ・病気などの健康上の相談。
- (9) 安全対策の取り組み
 - ・介護事故発生防止のため、定期的に事故防止委員会を開催する。

- (10) 介護手順の明確化及びアセッサーによるOJT
 - ・介護スキルチェック項目を活用し、食事、入浴、排泄介助等の介護手順の明確化を図るとともに、アセッサーによるOJT (On the Job Training) を実施する。
- (11) 連携体制の強化
 - ・各職種間の連携を密にし、入居者のサービス向上に努める。
- (12) 身体拘束について
 - ・身体拘束は行わない。「指針」を熟読し、その意味を理解する。やむを得ず行う場合には、家族の同意を得ることを前提に、入居者の状態を考慮して、複数職員で検討し、拘束を行う理由とその経過を記録し、拘束解除に向け努力する。やむを得ないと認められる3つの条件は「切迫性」・「非代替性」・「一時性」である。
- (13) 虐待の禁止
 - ・職員は、どのような行為が虐待に該当するか理解し、定期的に自己チェックを行い、人権に対する意識の高揚に努める。認知症の理解を深め、職員間で入居者の情報を共有し、ストレス軽減を図る。
- (14) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用
 - CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。
- (15) 苦情処理体制の整備
 - ・苦情があった場合に、迅速かつ誠実に必要な措置を講じる。

入居者の健康管理

1 入居者健康管理実施計画

- (1) 目 標
 - 入居者の健全で安らかな生活を保障するため、嘱託医を中心に協力病院及び協力歯科医院との連携を行い、常に心身の健康管理を保持する。
- (2) 計 画
 - ①定期的な健康診断の施行
 - 胸部レントゲン・血液検査等
 - ②必要に応じて嘱託医の指示による諸検査施行
 - ③検温（週に2回、入浴前に施行、なお、必要に応じて随時施行）
 - ④血圧測定（月に1回、なお、必要に応じて随時施行）
 - ⑤体重測定（月に1回）
 - ⑥歯科検診（年2回）
 - ⑦皮膚管理（褥瘡、その他皮膚疾患）
 - ⑧住みよい環境づくり（居室の温度・湿度チェック）

- ⑨食事管理・水分管理
- ⑩職員の医学知識の習得・死生観教育
- ⑪喀痰吸引、経管栄養者の管理
 - ・同意書、指示書、計画書、実施状況報告書の作成
- ⑫必要に応じてフォーレ挿入者の管理
 - ・膀胱洗浄・フォーレ交換、ミルキング等の施行、定期的な泌尿器科受診等

(3) 重点項目

- ①褥創予防対策（体位変換・エアーマット等）
- ②皮膚管理（発疹、変色、表皮剥離、白癬等）
- ③排便状態の管理
- ④骨折防止対策（自力歩行者及び車椅子使用者への配慮）
- ⑤感染症予防対策（利用前調査の実施、ケアマニュアルの実施、職員研修）
- ⑥伝染病予防対策（予防衛生知識の普及、身辺清潔）
- ⑦チューブ類の管理（経管栄養者、尿道カテーテル挿入者等）
- ⑧喀痰吸引の安全管理対策

在宅福祉事業計画の方針

<目 標>

- (1) 利用者が安全かつ快適に在宅生活を送れるよう、スムーズなサービスの提供とその充実に努める。
- (2) 基本的人権の尊重とプライバシーの保護を事業の基本理念とし、地域の人々に信頼されるサービスの提供に努める。
- (3) 他事業所との連携を強め、利用者の自立に向けたサービスの提供に努める。

<短期入所生活介護事業>

- (1) 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止を目指し、認知症等の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
 - 介護予防短期入所生活介護事業においては、要介護状態になることを防止し、介護を必要とする状態の改善と悪化を予防できるよう利用者の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
- (2) サービス提供にあたっては、短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を送るために必要な援助を提供する。
- (3) サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者・家族に対してサービスの提供方法について分かりやすく説明を行う。
- (4) 介護支援専門員との連携を図り、提供するサービスの質の向上と改善を図るよう努める。

令和5年度 事業計画

1 定例会議

区 分	開催日時	担 当	内 容
ユニット ミーティング	月 1 回	ユニットリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内の業務・行事等の検討 ・介護サービス計画の徹底
ユニット リーダー会議	月 1 回	係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット間の連絡協議
運営委員会	毎月 第三木曜日	課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営連絡協議 ・当月の反省と検討 ・翌月の事業計画打合せ
職員会議	年間3回	課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・各職種間からの意見要望事項の検討 ・翌月の行事予定と連絡事項・園長指示 伝達事項（全職員） ・研修及び委員会活動報告
サービス 担当者会議	随 時	介護支援専門員 給食係長	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の介護サービス計画・褥瘡ケア 計画・栄養ケア計画・口腔ケアマネジ メント計画・経口維持計画の検討
専門委員会	委員会ごとに定める	委 員 長	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める専門委員会によるテーマ に基づき連絡協議
入所検討委員会 (本体共催)	月 1 回	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス利用申込者の利用の 可否について

2 令和5年度年間事業計画

	法人関係事業	管理運営	防災計画	行事 (生きがい活動)	給食	広報
4	職員定期昇給命令交付 臨時職員雇用契約 4月末まで個人日報設定面接 運営推進会議	職員定期昇給命令交付 臨時職員雇用契約 4月末まで個人日報設定面接 運営推進会議	総合防災訓練(日中)	お花見	お花見献立	「しおさい」編集会議
5	監事決算監査 理事会(決算・役員改選)	令和4年度決算報告 令和4年度事業実績報告 職員会議(令和5年度経営方針・予算説明他)		園芸	春の献立 こともの日献立	
6	評議員会 (決算・役員改選)		通報訓練	カラオケ大会	お弁当メニュー	「しおさい」発行
7		7月から8月末まで中間面接 運営推進会議		夏まつり	七夕献立 土用の丑(うなぎ)	
8			消防用機械器具 点検整備	暑気払い	お盆献立	
9		職員健康診断(全職員)	通報訓練 総合防災訓練(夜間)	敬老祝賀会(9/18) 八幡まつり お月見	敬老の日献立 お月見献立 お彼岸献立	
10		令和5年度事業予算中間検討 運営推進会議		もみじ狩り	開園記念日お祝い献立 秋の味覚献立 お弁当メニュー スポーツの日献立 秋の爽り献立	
11	上半期監事監査			ミニ運動会		
12	理事会 (規程改正・補正予算)	職員会議		忘年会 クリスマス会	クリスマス献立 季節の献立、お寿司の日 (冬至南瓜・年越しそば等)	「しおさい」編集会議
1		運営推進会議	通報訓練	初詣 新年会	おせち料理 季節の献立 (七草粥・小豆粥等)	
2		令和6年度経営方針作成 令和6年度予算編成 令和6年度施設目標決定・職員昇進内示 評価面接	消防用機械器具 点検整備	節分	節分献立	アルバム、ビデオ整理 「しおさい」発行
3	理事会 (補正予算・当初予算)	職員健康診断(介護士) 令和6年度部署目標決定		ひなまつり ばたもち作り	ひなまつり献立 お彼岸献立	
定期に 実施す るもの	法人経営委員会	運営会議 ユニットミーティング 入所検討委員会	自主点検	バスハイキング	4月・6月・11月・2月 コンセンサスメニュー 「全国のみどころ御膳」	写真整理

※行事は新型コロナウイルス感染症の関係で中止又は内容変更の可能性もあります。

職員研修及び調査研究活動

1. 令和5年度 職員研修計画

①研修目標

- ・豊かな人間性と社会福祉従事者としての自覚・使命感の育成
- ・倫理と実践に裏付けられた専門的知識及び技術の向上

②実施計画

	職種別研修（県、県社協、老施協等主催）	職場内研修
令和5 4	島内福祉施設長会議	
5		感染症について・看取りケアについて（本館合同） 身体拘束廃止について（職員会議時） 虐待の禁止について（ ” ）
6	（老施協）施設長会議	事故防止について（本館合同）
7	（県社協）認知症ケア対応研修	
8		
9	（老施協）新潟県老人福祉施設研究総会	
10		
11	（県社協）口腔ケア研修	感染症について（本館合同）
12	（県社協）看取りケア研修	身体拘束廃止について（本館合同） 虐待の禁止について（ ” ）
令和6 1		
2		事故防止について（本館合同）
3	（老施協）施設長会議	復命研修会（本館合同）

※島内特養ホーム職種別研修会年1回実施。

※新規採用時は「新人職員共通研修」実施。

※アセッサーによるレベル認定1名予定

※新型コロナウイルス感染症の関係で「オンライン研修」「伝達研修」となる可能性もあります。

2. 専門委員会

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印は取りまとめ責任者 ○副、(看) = 看護師
1 運営管理 (月1回)	施設運営の適正と円滑を図る ①経営方針の検討 ②課題事項の検討・連携体制の構築	◎甲斐、○相田、和泉、 門口、佐々木(英)、土屋、 本間(沙) ※委員会責任者：和泉
給食運営委員会		
2 事故防止 (2月に1回)	①事故発生防止対策 ②事故再発防止対策	◎片貝、○相田、甲斐、和泉、門口、 松永、佐々木(翔)、山本(智)
3 感染症対策 (3ヶ月に1回 及び必要時)	①感染症対策 ②じょくそう防止対策 ③口腔内のたんの吸引等安全対策	◎土屋、○松永、甲斐、和泉、門口、 本間(沙)、本間(浩)、山本(明)、 川上、山本(真)
4 身体拘束廃止 (3ヶ月に1回)	①身体拘束ゼロの手引きの理解と徹底 ②事例検討	◎末武、○寺澤、甲斐、和泉、門口 土屋、白石、計良
5 虐待防止 (3ヶ月に1回)	①虐待防止指針の作成 ②虐待防止チェックリストの活用	◎寺澤、○末武、甲斐、和泉、門口、 土屋、白石、計良
6 広 報 (3ヶ月に1回)	①園内外広報活動 ②「しおさい」発行 ③広報資料の収集、写真、ビデオ撮 影、編集	◎佐々木(英)、○永井
7 防災対策 (3ヶ月に1回)	①防災意識の高揚・防災訓練 ②防災設備・避難設備の点検 ③消防署等関係機関との協力体制の 確立 ④防災計画の作成・見直し	◎入野、○本間(浩)、一色、桃井、 岩松

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印はとりまとめ責任者 ○副、(看) = 看護師
8 口腔ケア・ 食事 (3ヶ月に1回)	①協力歯科医師との協力に関するこ と ②口腔ケアの向上に関すること ③入居者の嗜好の把握、入居者の食 事に関する情報交換 ④非常災害時等の食事提供に関する 検討（訓練計画の作成等）	◎和泉、○永井、本間（沙）、相田、 入野、本間（未）
開催要領	<ul style="list-style-type: none"> ●各委員会は、実施結果を取りまとめ、その都度園長に提示する。 ●各委員会は、職員会議において実施状況を報告する。 	

自衛消防隊編成表

(非常災害活動隊編成表)



